事例から見る基金事業の役割

地域活動の背中を後押し

東畠　弘子

- 福祉ジャーナリスト
- 社会福祉士（新宿区社会福祉会会長）
- 基金事業審査・評価委員会 評価部会委員

本誌ではこれまで団体の活動を「チャレンジレポート」として紹介してきましたが、ここでは、そのまとめとして活動団体の事例から、福祉ジャーナリストとして長年ご活躍され、基金事業審査・評価委員会、評価部会委員として、基金助成の評価にも携わった東畠弘子さんに振り返ってもらいました。

はじめに

市民活動の意義と基金助成事業の推移については前述、栃本先生により詳しく語られていますので、ここではこれまで私が直接訪問した事例の中から、基金事業の果たした役割について述べてみたいと思います。私自身は「地域福祉」の研究者でも、実践者でもありません。NPO法の成立から取材してきたものであり、また自身もいくつかのNPO活動にかかわった経験があり、そのような折に基金事業の「評価部会委員」として全国で基金助成を得た人たちにヒアリングしてきました。経験に基づくもので、その点では「私見」であることをお断わりしておきます。100人100様といいますが、地域の活動はその地域の持つニーズや、そこにあるさまざまな資源によって異なるということを、団体を訪ねるたびに感じたものです。

1人の思いが動かした事例

振り返ると今も私のまぶたに浮かぶのは、ある1人の保健師さんです。北海道のある町の保健師さんでしたが、心の病から入院した人たちの退院後の居場所づくりをしていました。そもそもの出発は「退院してもいくところがない」ということからでした。保健師さんは、そのため日中集う場所づくりに奔走しました。

畳敷きのそこを訪問したときは、夏でした。機構の助成では、事業を自ら評価する項目があるのですが、自己評価は必ずしもいいものではありませんでした。私の目からは、保健師さんが呼びかけ、地域の大学生、院生のボランティアを募り、輪が広がっていったとても実りある実践のように思えたのですが、保健師さんの自己評価がいいものでなかった理由は、パソコンが苦手で会計処理に手間取ってしまい、期日ぎりぎりになったからというものでした。

ところで、このときの機構での助成は「地方分」というものでした。地方分では備品の購入を認めています。ここで購入したものは、携帯電話、炊飯ジャーなどでした。携帯電話のおかげで夜間の相談が受けられるようになったということです。携帯電話はボランティアの学生らと交代で持つようにしました。退院間もなければ、夜、ふと不安に駆られることもあるでしょう、そうしたときに携帯電話が必要だったのです。そして炊飯ジャーは食事づくりのためです。近隣住民との交流をめざして、昼食サロンをつくるためでもありました。

「備品購入」というと、「必要のないものまで買うのではないか」「高額のものを買うのではないか」と私自身もとかく先入観を持ちがちです。もちろん、大事な助成ですから適正に執行してもらうことは言うまでもありませんが、この何の変哲もない携帯電話と炊飯ジャーが、「備品」という2文字では言い表せないほどの活動支援になったことは、言うまでもありません。もう何年も前の話なので、事業が現在も継続して行われているのか、私にはわかりませんが、機会があれば訪ねてみたいと思います。

情報提供で子育て支援

機構が力を入れた助成の一つに「子育て支援」の分野があります。携帯電話の購入の話は前項で述べましたが、平成19年度及び平成20年度の地方分モデル事業として、「携帯電話メールによる子育て情報配信事業」が実施されました。鹿児島県姶良町の社会福祉協議会では、この助成により、携帯電話で子育て関連情報をメールで知らせるという事業を実施しました。配信する情報は子育て関連のものですが、子育て中の親御さんからは、休日の在宅医情報がほしいとのことで、毎月情報を発信しています。また、防犯に関する情報や地域のイベントも案内しています。

始良町は鹿児島市内にも近く、移り住む若い人も多いと聞きます。そうした人の中には自治会の加入や新聞の購読をしていない人もいて、自治体の広報も従来の自治会を媒介とした案内や、新聞掲載や新聞折込での情報提供だけでは難しくなってきたといいます。情報の送り手と受け手の間に、新たなツールが必要になってきたのです。そこで携帯電話の活用ということで、ニーズの高い休日の診療情報の発信などを行うほか、不審者情報なども流しています。

ただ、あれもこれも詰め込みすぎると、今度は見るのが大変になるということで、情報の量と質が課題になると、社会福祉協議会の方が率直に話してくれました。例えば子育て中の人が、赤ちゃん連れでも気軽に入れるお店の情報とか、割引クーポンのようなこともできないだろうか、と担当者はあれこれ知恵を絞っていました。

このモデル事業は全国68か所（平成19年度53事業、平成20年度15事業）で実施されましたが、「情報」が垂れ流しではなく、きちんと受け手に活用されるまでの流れと、そのための工夫に社協が頭をめぐらすというのも、これからの社協のカタチなのかと思った次第です。

縦割りではニーズに応えられない

地域のニーズは、高齢、障害、児童と縦割りの制度では、応えられないものがあります。高齢者を例にとっても、介護保険制度が現状では主軸になるのでしょうが、それ以外に自治体の福祉施策として実施されているものがあります。また年金や住まい、振り込め詐欺などの防犯や、生活していくうえでの課題、困りごとはいくつも見えてきます。そうしたときに地域を焦点にしたNPOによる活動は、縦割りという世界をときに軽々と超えていきます。

平成20年度の助成事業による3つのNPOをご紹介します。

1つは鹿児島県出水市のNPO法人「さわやか出水女性の集い」です。もともとは婦人会の有志による集まりだったということですが、子育てと高齢者支援に取り組んでいます。基金の助成ではおそろいのジャンパーをつくり、子どもを地域で守るという意味から、ジャンパー姿で登下校のパトロールをしています。子どもたち自身に人目のつかない箇所や通学路のチェックをさせるなど、防犯に対する啓発活動をしています。ところで地域の安全を守るということでは高齢者の問題があります。昨今の振り込め詐欺の話は、地方都市であっても無縁ではありません。そこで振り込め詐欺や悪徳商法に対して講座を企画、会員による寸劇などでわかりやすく紹介しました。

これら基金による助成事業がきっかけとなって、平成21年度は「子育て携帯マップ」という折りたたみ式のマップをつくりました。子育てサロンサークル・医療機関、公園や公共施設の一覧を地図にして、裏面には連絡先が記載されています。公共施設を中心に掲載した「公共編」と、「子育て応援編」の2つがあるところがミソで、持ち歩けるようにポケットに入るのがポイントです。印刷は業者に依頼しましたが、マップの折りたたみは、経費の節約のため外注はせずに会員による手作業で行われました。

これらは「子育て」「児童」「高齢者」という縦割りではなく、安全や地域での暮らしを支える活動という視点のもとで、シニア世代の人たちの手で実施されています。NPO法人申請のための書類は社会福祉協議

子どもの登下校の安全のためにパトロールを実施しています。ウインドブレーカーの背中には「WAM」のロゴが

「さわやか出水女性の集い」の活動風景

「訪問理美容ネットワークゆうゆう」が主催、地域の高齢者が集まる安芸市ゆうゆうクラブのみなさん

こちらは出張理美容「べっぴんしゃん」の最中

会に聞きに行き、「60の手習いでパソコンを覚えました」との理事長の話が印象に残っています。「地域のことは地域に住む自分たちで考えよう」、そのような気概を感じました。

もう1つの事例は、訪問理美容が発展したものです。高知県にあるNPO法人「訪問理美容ネットワークゆうゆう」です。県東部の山間地域に暮らすお年寄りのもとへ理美容師が出向くものですが、それだけなら訪問理美容という単体の活動ですが、そこでメークや着物の着付講座をすることで高齢者がいきいきするようになったというものです。「べっぴんしゃん」と名づけた活動ですが、そこからさらに発展してお年寄りを家から外へ出るきっかけづくりとして、伝承料理の教室・食事会を実施するなどしています。つまり理美容師による出前サービスが過疎地域での高齢者の引きこもりを防止して、料理教室を通して子どもたちとの世代間交流にも役割を果たしているということです。伝承料理は法人が当初から企画していたものではなく、むしろ地域のニーズに合わせて活動していった結果のようです。柔軟に活動するという団体の特性に負うところも多いといえますが、このべっぴんしゃん活動と伝承料理、地域の調査にかかわる助成が基金からなされました。

活動をしていく中で、地域を再発見するということもあるかもしれません。本誌48号「おいしいもの見つけた！」で紹介した札幌市のNPO法人「はるな会」の手づくり豆腐の販売もそうです。就労支援のための豆腐屋の店舗ですが、夕方になると「今、何時？」と聞きに来る小学生や、買い物ついでに一言二言おしゃべりしていく近所のお年寄りの姿を通じて、「無店舗販売ではなく、ここにお店があることで地域が見えてきた」と担当者は言います。「内職のときと違って社会と近くなった」という話でした。この店舗開設にあたっての改修費等が基金から助成されました。

手づくり豆腐を販売する「はるな会」。詳細は2009年冬号（48号）をご覧下さい

自慢の高品質の手づくり豆腐です。季節限定商品もあります

活動への期待

さていくつかの事例を紹介しましたが、ここで基金が果たした役割について考えたいと思います。それは、地域で何らかの活動をしようと考えているグループ・団体に対して、その活動を後押しする役割だということです。基金事業には、応募する形態として直接福祉医療機構に応募するものと、各都道府県・指定都市社会福祉協議会を通して応募するものがありましたが、基金助成の特徴の一つに助成先が法人格を持っていなくても可能ということが挙げられます。つまりNPO法人の申請中であるところ、あるいは任意の団体であっても可能だということがあります。これは一見すると、恣意的に使用されるのではないか、団体の規模が小さく活動が十分にできないのではないか、という懸念をもたれるかと思います。しかし助成を契機にして活動継続のためにNPO法人を申請したという例も見られます。問題とするのは団体の規模ではなく、むしろ助成金獲得だけが目的という団体を、どう見極めるかなのではないでしょうか。事業の仕組みとして審査と助成終了後の評価がありますので、ある程度のチェックは可能だとは思いますが、ここはいまだ課題と思います。とはいえ審査も評価もそのねらいはあくまでも、地域活動をしようという人たちの背中をそっと押すことなのだと思います。振り落とすことではありません。

◆◆◆◆◆

基金事業は地域活動の伴走者なのかもしれません。形はどうあれ、これからも福祉医療機構の助成事業が地域活動の伴走者となることを願っています。

(注) 団体の活動は筆者が訪問した時点でのものです。

【紹介した団体一覧】

◆社会福祉法人　姶良町社会福祉協議会（鹿児島県）
平成19年度　子育て支援基金（地方分モデル事業）
あいら子育て情報配信事業

◆特定非営利活動法人　さわやか出水女性の集い（鹿児島県）
平成20年度　子育て支援基金（地方分）
高齢者と子どもの安全・安心を守る事業

◆特定非営利活動法人　訪問理美容ネットワークゆうゆう（高知県）
平成20年度　高齢者・障害者福祉基金（地方分）
べっぴんしゃんと地域伝承料理で粋粋交流ネットワーク構築事業

◆特定非営利活動法人　はるな会（北海道）
平成20年度　高齢者・障害者福祉基金（地方分）
手作りとうふ工房事業